

令和 7 年度 鹿児島県手話施策推進協議会

日 時：令和 7 年 8 月 4 日（月）

午前 10 時から正午まで

場 所：県庁行政庁舎 18 階特別会議室

会 次 第

1 開会

2 保健福祉部長あいさつ

3 議題

(1) 令和 6 年度県の主な手話関連施策の取組実績について…資料 1

(2) 令和 7 年度県の主な手話関連施策の取組計画について…資料 2

(3) 意見交換

4 閉会

鹿児島県手話施策推進協議会委員名簿

番号	区 分	所 属 等	氏 名	出 欠
1	当事者 団 体	一般社団法人鹿児島県聴覚障害者協会会長	大 久 保 正 代	出 席
2		指宿市聴覚障害者協会会長	川 上 康	出 席
3		川薩地区ろうあ協会会長	福 元 幸 一	出 席
4		鹿児島県中途失聴者難聴者協会会長	種 子 田 千 博	出 席
5	手話通訳 団 体	鹿児島県手話通訳問題研究会会長	横 溝 和 恵	出 席
6		鹿児島県手話通訳士協会会長	綾 織 瑞 代	出 席
7		鹿児島県手話サークル連絡協議会会長	上 村 昭 徳	出 席
8	学校関係	鹿児島県立鹿児島聾学校校長	福 永 憲 一	欠 席
9		鹿児島県立鹿児島聾学校PTA代表	坂 口 公 将	出 席
10	事業者 関 係	NPO法人NPOデフNetw orkかごしま代表	澤 田 利 江	欠 席
11		鹿児島県経営者協会 専務理事	濱 上 剛 一 郎	出 席
12	学 識 経 験 者	鹿児島国際大学 名誉教授	蓑 毛 良 助	出 席
13	行 政	鹿児島市健康福祉局福祉支援部 障害福祉課長	山 下 和 彦	出 席
14		曾於市福祉事務所長	吉 田 竜 大	出 席
15		奄美市福祉政策課長	當 田 加 奈 子	出 席
16	事務局	保健福祉部障害福祉課 障害者支援室長	山 本 圭 一	出 席
17		総務部広報課長	山 崎 宗 範	出 席 (主幹兼広報係長 田中 省吾)
18		商工労働水産部雇用労政課長	下 畝 健 二 郎	出 席 (課長補佐兼雇用支援 係長 川俣 博司)
19		教育庁特別支援教育課長	小 久 保 博 幸	出 席 (主任指導主事兼係長 有田 成志)
20	オブザーバー	鹿児島県視聴覚障害者情報セン ター長	小 村 浩 信	出 席

座 席 図

議 長 席

司会

保健福祉部長

障害者支援室長

広報課長

雇用労政課長

事務局

山下委員
鹿児島市障害福祉課長

吉田委員
曾於市福祉事務所長

當田委員
奄美市福祉政策課長

濱上委員
鹿児島県経営者協会

種子田委員
鹿児島県中途失聴者難聴者協会

大久保委員
鹿児島県聴覚障害者協会

川上委員
指宿市聴覚障害者協会

福元委員
川薩地区ろうあ協会

坂口委員
鹿児島県立鹿児島聾学校PTA

蓑毛委員
鹿児島国際大学名誉教授

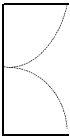
横溝委員
鹿児島県
手話通訳問題研究会

綾織委員
鹿児島県
手話通訳士協会

上村委員
鹿児島県
手話サークル連絡協議会

PC

手話通訳者



特別支援教育課長

視聴覚障害者情報
センター長

事務局

PC

PC

要約
筆記
記者

傍 聴 席

記 者 席

鹿児島県手話施策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 言語としての手話の認識の普及及び手話を使用しやすい環境の整備に関するかごしま県民条例（令和2年鹿児島県条例第7号。以下「手話言語条例」という。）第17条の規定に基づき、鹿児島県手話施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 手話言語条例第7条第2項の規定により、障害者施策推進協議会に意見を述べること。
- (2) 手話言語条例の施行に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、ろう者、手話通訳者、学校関係者、事業関係者、学識経験者、関係行政機関の職員等により構成する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任することができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、知事が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部障害福祉課障害者支援室で処理する。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年10月7日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に任命される委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず令和5年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

県内の聴覚障害者・手話通訳士等の状況

1 身体障害者手帳所持者（令和7年3月31日現在）

単位：人・％

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
手 帳 所 持 者	26,128	13,966	14,225	20,978	5,014	6,635	86,946
うち	296	1,864	1,178	2,562	40	3,698	9,538
聴 覚 障 害	(3.1)	(20.0)	(12.2)	(26.6)	(0.4)	(37.7)	(100)

（参考1）身体障害者手帳所持者の推移（各年度3月31日現在）

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
手 帳 所 持 者	93,454 人	92,717 人	91,083 人	89,348 人	88,391 人	86,946 人
うち聴覚障害	9,986 人	9,960 人	9,840 人	9,715 人	9,647 人	9,538 人

（参考2）身体障害者手帳における聴覚障害の程度（身体障害者福祉法施行規則別表）

級別	基 準
2 級	・両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上（両耳全ろう）
3 級	・両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上（耳介に接しなければ大声語を理解し得ない）
4 級	・両耳の聴力レベルが 80 デシベル以上（耳介に接しなければ話声語を理解し得ない） ・両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50％以下
6 級	・両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上（40 cm以上の距離で発声された会話を理解し得ない） ・一側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他測耳の聴力レベルが 50 デシベル以上

※ 聴覚障害は、1 級と 5 級の区分がない（2 つ以上の重複する障害がある場合は、障害の程度を勘案して当該等級より上の級にできる）。

2 手話通訳士・手話通訳者（各年4月1日現在）

区 分	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	内 容
手 話 通訳士	26 名	30 名	32 名	33 名	国認定の試験機関が実施する手話通訳技能試験（受験資格は 20 歳以上の者）に合格し、登録された者（裁判，記者会見等の専門的な通訳が可能）
手 話 通訳者	65 名	68 名	67 名	72 名	市町村等が実施する手話奉仕員養成講座（期間約 2 年間）を修了した後，都道府県等が実施する手話通訳者養成講座（期間約 3 年間）を受講して，全国統一試験に合格し，登録された者（手話通訳活動が可能）

※ 聴覚障害者情報センター手話通訳派遣名簿登録者